

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月7日

京都市長 門川 大作

京都市規則第153号

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第27条第3号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(環境政策局環境企画部環境管理課)